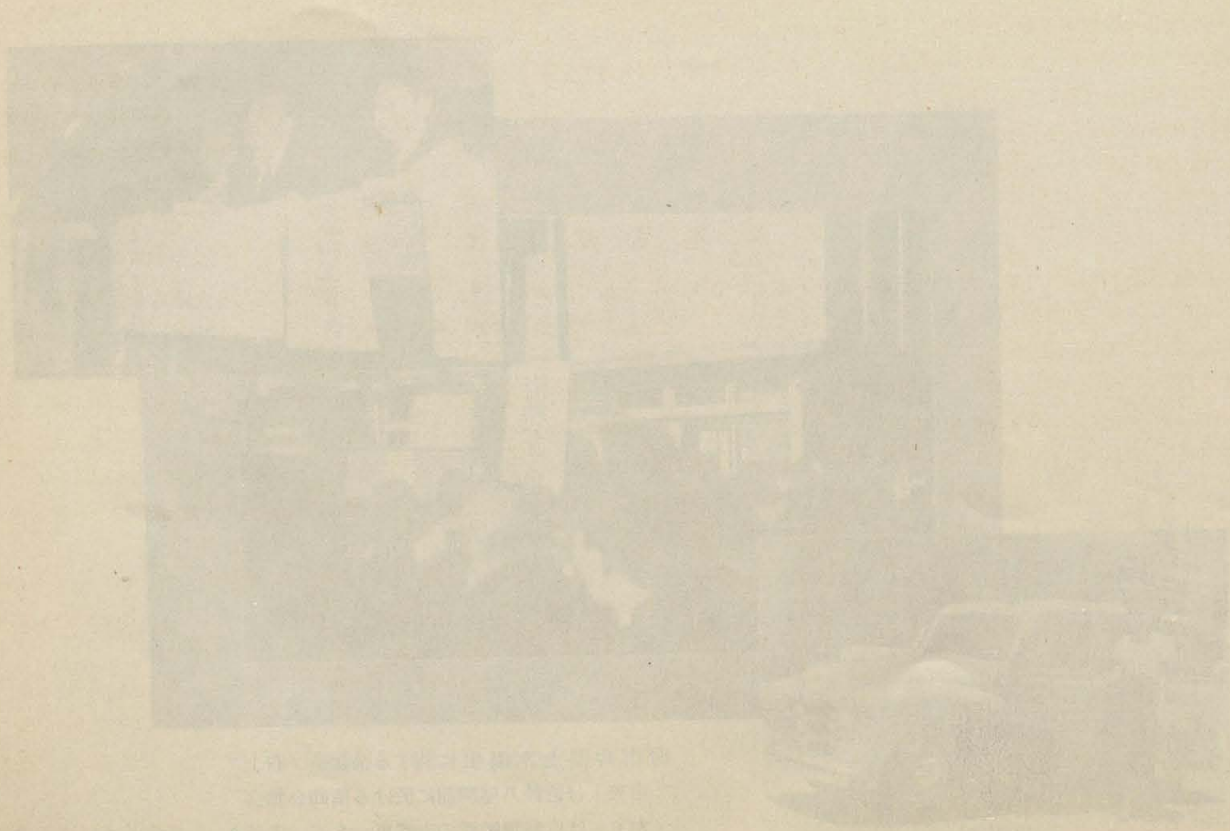


第十二編 對市民活動

第十二册  
——  
上海市昆山县



府市共催土木衛生に関する公聴会（右上）  
（中央）は近鉄入尾驛前に於ける街頭公聴会  
（左下）は広報課所管の広報車「うぐいす号」



THE UNIVERSITY OF CHICAGO  
LIBRARY  
540 EAST 57TH STREET  
CHICAGO, ILL. 60637

よりよき市政の実現は市民として誰でも希望するところである。しかし、この爲には絶えず市政の実態について正しい知識をもたないと正しい批判も又勤心も起らないことは事実である。現在当市に於ては色々の施策が行われており、これらはすべて市民のためになされている。いやしくも封建思想に基いた官尊民卑的な考え方や衆愚政治の悪弊は掃き払われなければならない。市理事者は市民の公僕として奉仕し世論を無視した政治は行われてはならない。世論に基く政治——これこそ民主主義の要諦であり、主権在民の本則である。知らせる義務と知る権利、この両者が両輪となつてこそ市政は明朝に、しかも円滑に推進されてゆくわけで、対市民活動の必要性がここに大きく浮び上つてくる。

## 廣報活動とは

広報活動とは宣伝のことですかとよく聞かれることがある。そして現在も未だよくわかつて貰えない人も大分あるようだ。

広報と宣伝の相違をあげると広報とは宣伝ではないが、宣伝も広報活動の重要な役割を果していることは事実、ただこの兩者の間にははつきりした性格的な差異——即ち広報とは英語でインフォメーションと呼び、その目的は「**正しい事實を伝えることにより理性の働きに訴える**」ことと定義づけられ、一方宣伝とは「**感情を刺激して理性を曇らせ、相手を特定の方向にもつてゆく**」ことだとされている。従つて広報の場合は事実と意見を明確に区別して、出来るだけ多くの人の正しい認識に訴え充分な意見を斗わせる必要があるわけで、これと反対に宣伝の目的は人々に事実を知らせる事ではなく、人々をしてある方向にむかわせ、ある特定の事実のみを知らせることであるから似たものようではつきりと線がひかれてくる。広報を單なる宣伝とむすびつけて考えると広報活動の本質を誤り、思わぬ失敗や誤解を招いてその発展を妨げ、ひいては大衆の信頼を裏切ることになる。

「広報は民事部のいかなる仕事よりも重要であり、それは日本の民主化のために何よりもこの仕事重要である。」——この言葉はGHQのさる高官が一昨年各地民事部民間報道部長会議のあつた際広報活動について語られた言葉である。だから、現今の日本の民主主義政治が常に世論に基いて運営され、広報活動はその運行のための潤滑油とて云える。

では今日、我国の各都市で行われている広報活動の具体的なものは何んであるかと云えば、先づ第一に市報、市政便り、壁新聞、パンフレット、ポスター等を発行して市政の内容を公開し一般の理解を深め、第二にラジオ、映画、演劇、紙芝居、展覧会等を開催して一般の啓蒙、宣伝に努めること、第三の方法としては公聴会、世論調査、討論会等を実施したり、又市民の投書、陳情を受けて市政の明朗化を促進するための手段としている。

従つてこのような宣伝は広報の手段であつて目的ではなく、宣伝の價値はあくまで広報の一部とみるべきで「**政治は広報なり**」と云つた先進国に比較すると、我国の場合はまだその利用範囲も狭く、その効果も十分とは云えない。それには秀れた広報技術の修得と併

せて市民の広報に対する認識が何と云つても一番大事なことである。なお、府の広報活動については、現在知事室直轄の広報課というものがあり、かつては近畿二府四縣の広報活動について久しく示唆、助言を与えた民事部と交渉をもち、活潑なる広報活動を展開してをり、各衛星都市及奈良縣の二市を含めて毎月一回広報連絡協議会を開催、春秋二回には著名新聞通信社に依頼して技術研修会を行い現在各都市は独自の広報活動を続けている。

### 1. 市広報と民間広報

八尾市では市制発足と同時に市政の民主化のため、いち早く広報係を設置、昭和二十五年九月のシ合風の際市民に災害特報を速報その必要が再認識され、創設七ヶ月目の同年十一月一躍広報課として独立、従来三千部発行の八尾市時報も現在一ヶ月二回1万8千部を印刷各戸に配布、市民に対し市政の実態を周知、別掲与論調査の結果の通り非常に好成績を得た。

一方市民の側からも自分たちの町は自分たちの手で建設しなければならないと同年六月八尾市自治振興委員会（別名よりよき政治の会）が発足、152名の委員が選ばれ市内各地区12の委員会は広報車を動員して二百余回に亘る市民の啓蒙宣伝に協力するかたわら地区別の公聴会を開き市政全般に対し市民の声を反映、市政の浸透を計り明るい八尾市の建設に邁進して府下でも常に注目の的となっている。

### 2. 市広報の現状

#### (機構)

広報課が主管し、広報係は係長主事1名、他に事務員2名、技師（放送車、マイク関係技術者）運転手（放送車）各1名、公聴係は係長主事1名、主事補1名によりなる。

#### (分掌)

第四編行政、事務分掌の項参照

#### (予算)

昭和二十六年

放送車購入費 110万円、印刷費 131万円外 総計 258万7千円（人件費を含まず）

昭和二十七年

印刷費 127万円外 総計 202万1千円

#### (広報連絡員)

別掲規則により各課解選出26名の広報連絡員が毎月一回定例広報連絡会議をもちその月の広報計画お立案する。

(広報紙)

紙名	八尾市時報
型	タブロイド型(年十回特集記事によりB3型発行)
部数	18,000部(月二回)
配布先	各世帯一枚宛及各都市、市内官公庁、団体、学校、会社に無料配布
記事収集	庁内連絡員による各課麻提出の半月間行事予定表により記事取材、発行の五日前に編集会議を開催
認可	昭和二十四年十月十日第三種郵便物認可
規程	別掲

(施設)

掲示板	小型(3尺4寸×2尺5寸) 302個・大型15個・特大型4個(ターミナル)
投書箱	24箇所
広報車	名除うぐいす号1台、型 小型ダットサン 購入月日 昭和二十六年七月二十二日、乗車定員5名、規程別掲
写真機	1台(マミヤオートマツト)
放送設備	庁内に一式、移動式一式

世 論 調 査

市民と市政を直結するために毎月二回宛発行されている「八尾市時報」は果して市民にどのように親しまれているか、その信頼の度合いを計つて、今後の「時報」をよりよくせんがために昨年七月末下記調査カードを1,400通、官製はがきに印刷、その対象を八尾市選挙人名簿により22人目の人を選び記入返信方を要請したところ、327通(約2割4分)の回答があつた。

1. 毎月五日、二十日発行の「八尾市時報」はお手元に配付されていますか

△されている(254通) △されていない(107) △月一回位(347) △たまに入る(217) △記入なし(87)

以上の通り「されている」が(78%)で絶對的に多い、「月一回位」「たまに入る」は共に配付されているが、家の中で紛失されたのでないか又「されていない」というのはたまには入らない程度のものでわなかるるか。

2. 発行日より 日程遅れて配付されますか

△おくれない(27通) △三日以内にくる(347) △五日以内にくる(597) △一週間以内にくる(857) △十日以上遅れる(557) △記入のないもの(177)

広報課ではなるべく発行当日直ちに配付出来るように努めてはいるが、何分一週二日の電休日や印刷所の都合で思うようにゆかず発行日より一日～三日位遅れることは申訳なく思っている。

### 3. 配付された時報は読んでいますか

△楽しんで読んでいる(77通) △読んでいる(217通) △読んでいない(5通) △たまたま読む(18通) △記入なし(10通)

時報を「楽しんで読む」「読んでいる」との答が全体の90%もあり「読まない」ものがわずか全体の2%、まず市民から愛され、読まれているということになり市としては実にうれしいことで今後もますます努力して市民のためになるよう願っている。

### 4. 記事の中で何を一番楽しみにして読んでいますか

△市民の声欄(145通) △市政欄(171通) △学校巡り欄(59通) △市場価格調査欄(32通) その他(38通) △記入なし(32通)

読まれているものの最高は51%の「市政欄」であることは、こちらの意図するところと合致してうれしく「市民の声」もをたらぬ興味をもつて読まれていることは有難い次第で、常に眞面目な、建設的な意見をドシドシ寄せられるよう要望したい。

### 5. 記事内容はこれでよいか

△よい(92通) △ややよい(167通) △悪い(31通) わからない(18通) △記入なし(18通)

「よい」と「ややよい」を合せると約80%となり充分記事内容を読んでいたということに嬉しく、「悪い」というのは僅かあるが、これは記事の書き方が悪いのか、読みにくいのか、これを一日も早く「よい」方に向けるよう努力し、又わからない人にわかるよう工夫しなくてはならないと思っている。

### 6. 悪いのは如何なるところか

△時期的にずれがある(113通) △記事が面白い(88通) △其の他(25通) △わからない(10通) △記入なし(99通)

この間も広報課として更に奮いところで、時期的にずれがあつて市民への報告が遅れることは認め、記事が面白いという点は紙面の都合で普通日刊新聞のような行き方が出来ず、加えて編集の下手際もあり柔か味を出し得ず誠に申訳ないことと思ひ今後は出来る限りわかりやすく、読みやすく、又やわらかみのある文章で書くよう努力したい。

### 7. 記事内容及編集について

これについては「良い」「市会の内容を記せ」が各7通「もつと範囲を広く」「市民の声を活用せよ」が各5通「もう少しやわらかく」が4通「編集者に感謝する」「よろしい頑張れ」などのほめられたのが合計11通で「事務的形式的である」などのお叱りをうけたもの11通、建設的な意見が90通、記入のないものが177通、全体からみて建設的な好意的な意見の多いのをうれしく思つた。



### 8. 発行回数は現在のままの二回でよろしいか

△現在のままでよい(165通) △月一回でよい(30ク) △月三回とせよ(55ク) △週間とせよ(45ク) △発行の必要なし(10ク) △わからない(3ク) △記入なし(19ク)

この回答では「現在のままでよい」が約半分の50%「月三回」「週刊とせよ」等の建設意見が併せて百名の32%「発行の必要なし」「月一回」「わからない」などの消極的なものが併せて13%、出来る限り「現在のまま」の月二回で行くつもりである。

### 9. 配付の方法はこのままでよいか

△このままでよい(213通) △わるい(80ク) △わからない(14ク) △記入なし(24ク)

この回答は数字的にみて「このままでよい」という回答が65%もあるとすると、配付方法も市民に一應納得していただいているものと考えらる。

### 10. 配付方法の悪いのはどうすればいいか

「新聞配達を止め」が12通「新聞紙に折込め」が10通等々の意見があり、これは先づ新聞販賣所を利用すると未購読者である一般市民をどうするかという点、これはなかなか困難で現在のように自治振興委員の方々にお手数でもその配付の末端を受け持つていただくことが皆様に一番早く配付出来ることであり又費用のかからぬ次第である。又「発行日を遅らすな」「配達を敏速にせよ」等の意見もあり精々努力して敏速にするようにしたい。

### 11. 時報に関して気づいた点を簡単に

「内容に対する希冀」が一番多く計63通「紙面を擴張せよ」13通「市民の声を多くとり上げよ」13通「発行回数を増せ」「文化欄を設けよ」が共に10通で、又時報配付についてのものが9通、他に「努力に感謝する」等のおほめのものも7通あつた。(回答記入なきものは119通)

### 12. 広報課に皆様の声をきく公聴係のあるのを知っていますか

△知っている(229通) △知らない(88ク) △記入なし(10ク)

広報課内で直接市民と交渉のあるのは公聴係で、云わば市民の相談相手、又公聴会の開催など直接市民からのなまのまの声を聴きこれを理事者、市議等を通じて市政の上に反映させることを任務としているため充分御利用いただきたい。

(公聴係) 市民の聲 (建設的な意見のみの投書数)

	秘書課	総務課	広報課	税務課	徴税課	会計課	戸籍課	土木課	教育課	民生課 (福祉 民生課)	衛生課	農務課	商工課	水道課	警察署	消防署	市民病院	公民館	其他	計
一月			1					1			1		1		1					3
二月			1					1			1									3
三月		2	1	1					1	1	1								2	6
四月			1	1					1	2	2		4			1		1	1	12
五月	1			1				2		1	2	1							1	5
六月	1			1						1	1						1		1	9
七月								1	1	1	2		1						1	4
八月								1	1	1	1						1		1	12
九月	2	1	2		1			1	1		1			1	2	1		1	1	11
十月			1		1			3			1								1	7
十一月			1	1					1										1	5
十二月																				
計	5	4	7	2	3			9	5	5	11	1	6	1	3	2	2	2	7	80

広報事務取扱要綱

1. 広報活動の目的

行政民主化の根幹とする広報活動の効率的運営を図り、市政の実態を市民に周知徹底させ、市民の要望を市政に反映させ、市政民主化の促進に寄與するを目的とする。

2. 広報活動の組織

- イ、市政全般に亘る広報活動の企画立案と運営促進は広報課で行い広報行政の中樞となる。
- ロ、各課庁に広報委員を市長が選任し、庁内における広報事務の連絡に当らしめる。
- ハ、広報活動に関係ある自治振興委員会に於ては相互協力してこれを行うものとする。(委員は広報事業に関する資料を調査蒐集、または所属課庁の月間行事予定及び実施に関する報告、及報道機関、自治振興委員会の連絡に於ては、広報課長に連絡しなければならない)但し月間行事予定は毎五日と二十日、実施に関する報告は毎月末までに報告する。

3. 広報活動の内容

- イ、市政の宣伝、普及に関すること。印刷物、視覚物、聴覚物、展示物、言語、移動催し物、会合、その他を広報媒体とする。

(廣報車の取扱は別に之を定める)

- ロ、市勢要覽に關すること。毎年一回市勢に關する要覽を發行する。
- ハ、時報の編集發行に關すること。(別に定める)
- ニ、輿論調査、公聴會に關すること。市政に対する輿論又は動向を調査把握することに努めるとともに公聴會、タウン、ミーティング等直ちに行ふ。
- ホ、陳情及び投書に關すること。來庁または投書、陳情の市政に対する要望があつた時は關係方面と連絡し、本人に回答又は時報で發表する。(偽名の場合は回答しない。紙上は匿名にて發表する。)
- ヘ、報道機關との連絡に關すること。市政記者會と廣報活動について調査連絡を保持する。
- ト、自治振興委員會に關すること。地方自治の成果を發揚するために廣報事務について相互協力を進行。
- チ、その他廣報活動に必要な事項。市長が廣報活動に必要と認めた事項。

#### 時報發行要領

1. 本市の市政に対する理解と協力の念を深め、民主市政の發展を図るため、**八尾市時報**(以下單に時報という)を發行する。
2. 時報は毎月五日と二十日の二回に發行する。但し、必要により臨時に發行し又は都合により休刊することができる。發行日が日曜日及び国の祭日にあたる時又は特別の事由で發行できないときは翌日に繰上げる。
3. 時報編集につき、資料の蒐集その他事務の円滑を図るため廣報委員がこれにあたる。廣報委員はその所屬するところの登載事項を取纏め所定の原稿用紙に記載し、發行日五日前までに送付しなければならない。
4. 時報には概ね次の事項を登載する。
  - (イ) 法令、條例、規則及び市政について市民に周知または協力を必要とする事項
  - (ロ) 市政の円滑なる遂行及び健全なる市民生活の確立等に必要なる事項
  - (ハ) 市政全般の普及、宣伝及び報道に關する事項
  - (ニ) 市政に關する市民の声を聴取する事項
  - (ホ) 民事部の要請にかかる事項
  - (ヘ) その他必要と認める事項
5. 時報は發行の都度一世帯につき一部を、又市議會議員、各種団体委員、市内各學校、官公署、その他市長が必要と認めるものに無料で配布する。前項の外特に希望する者に対しては、実費を徴してこれを配布する。

### 廣報車使用内規

1. 市政遂行に必要な事業、企画の宣伝啓蒙のため廣報車を使用しようとする者は、左の事項を記入した使用申込書を、使用の一週間前までに廣報課長に提出して承認を受けなければならない。
  1. 使用の日時
  2. 放送内容
  3. 宣伝場所
  4. 使用責任者名
2. 廣報課長は、前條の申込を受けたときはその事業の重要並に緩急度を勘案して使用の前日までに承認をあたえなければならない。但し、左の場合は承認しない。
  1. 事業の宣伝啓蒙に不必要と認めるとき
  2. その他管理上支障があると認めるとき

## 八尾市自治振興委員会規約

(昭和26年6月1日制定)

### 第1 總 則

- 第1條 本会は八尾市自治振興委員会という。
- 第2條 本会は自主的に結成し八尾市の行政民主化の爲市政の実態を広報すると共に市民の要望を市政に反映させるを目的とする。
- 第3條 本会の事務所を八尾市役所内に置く。

### 第2 事 業

- 第4條 本会は第2條の目的達成を図る爲左の事業を行う。
  1. 市役所や官公署並に各種団体の広報関係者と連絡して市や府、国の行政を市民に知らす爲に必要な資料、印刷物ポスター等を掲示板に掲示し又は配布回覧をなす。
  2. 市民の要望や意見については注意深く聞きとつて絶えず市広報課に連絡して市の行政に民意を反映するように努力する。
  3. 市や各種団体並に府広報課に連絡し市及び府の関係公務員その他の出席を求め各種の自治問題について公聴会、討論会、講演会、懇談会等を開催する。
  4. 掲示板の管理や公民館の利用計画をたて視覚教育による映画会を開催する。

### 第3 機 関

- 第5條 本会に次の機関を置く。総会、地区委員長会、地区委員会。
- 第6條 総会は本会の最高機関であつて全委員をもつて構成し毎年一回以上会長が招集し開催する。但し委員の2分の1の要求があつた時は臨時に開かねばならない。



公 聴 会

月 日	地区名	場 所	議 題	内 容	参加人員
1. 24	龍 華	龍華農業会館	市政一般に就て	教育、土木、衛生、民生、大和川床止工事、議員定数、市税、 搬水車設備問題	150人
2. 6	西 郡	西 郡 小 学 校	市政一般に就て	消防、衛生、水道、教育、民生、農務、土木、保健所問題	180人
8. 11	久 宝	久宝寺農協前広場	上水道問題に就て	大谷水道、水道工事費、水道布施道路、土木、衛生問題	350人
8. 25	安 中	天神橋東広場	学校問題	幼稚園、講堂、学区、公民館、土木、衛生各問題	250人
9. 17	八尾第二	常光寺山門前	市勢一般	市吏員勤務、教育、商工業者、衛生、民生各問題	400人
9. 22	山本南部	八尾八幡神社	衛生、土木問題	清掃方法改善、市民病院分院設置、火葬場設置、道路舗装、農 道改良の各問題	300人
9. 29	山本北部	山本北小公園	水道、教育、其他	水道設備、学校校舎建設、児童図書館設立、文化教育設備、撒 水問題、道路植樹、塵芥処理の各問題	250人
11. 5	全 地区	八尾御坊本堂	土木、保健衛生問題	府道認定変更、大和川床止工事、道路舗装、大運河建設、大谷 水道問題	300人

委 員 会 の 歩 み

(広報課に連絡あつたもの)

月 日	会 名	会 場	主 なる 要 望 事 項
5. 8	設置準備委員会	市 職 会 館	(出席者) 市民側 9名 市議側 6名 市側 6名
〃 31	結成発会式	八尾小講堂	
6. 18	第1回地区委員長会	八尾別院	掲示板を至急に増設、地区委員名標作製のこと
〃 21	八尾第一地区委員会	東郷青年会館	市民簿の調製、上水道、道路補修、玉串川清掃、固定資産の適正
〃 22	山本地区	八幡宮社務所	要望事項なし
〃 23	八尾第四地区	用和小学	植松地区に保育所を、番地入りの地図を、市民病院に眼科を
〃 〃	植松地区	委員 長 宅	平野川改修、道路改修、危険住宅調査を
〃 24	竹淵地区	〃	掲示板増設、下水路の掃塗
〃 28	西郡地区	〃	下水通水、PTAと市費の関係
〃 30	安中地区	委員 長 宅	下水の完全消毒、自振委員の表札を
7. 6	山本地区	八幡宮社務所	納税者の応接をよく、市役所の電話を通し番号に
〃 〃	八尾第三地区	公民館	市民簿を早く、掲示板の増設、公聴会を開け
〃 9	久宝寺地区	委員 長 宅	掲示板設置、自振委員会の周知徹底、日赤奉仕団結成の件
〃 10	第2回地区委員長会	市役所会議室	要望事項なし
〃 12	八尾第四地区	委員 長 宅	道路の改修、排水路を作れ、ゴミ箱の件
〃 13	八尾第一地区	市役所議員控室	地下道の排水、近鉄バスに関する件、上水道の件
〃 14	大正地区	大 正 出 張 所	

7.15	植松地区委員会	大念佛寺	市民簿手入の件、下水排水溝修理、浸水箇所消毒
〃16	竹瀬地区	委中員	水害あと片付けの件
〃21	安中地区	安久宝	ゴミ取り人夫の件、長瀬川岸の道路の改修、道路の改修
〃25	久宝寺地区	久宝寺農協	要望事項なし
〃26	八尾第三地区	公長	ガス施設につき市の協力を、元消防屯所の利用
8.2	八尾第二地区	委員	近鉄北側道路に溝を、近鉄東の踏切に遮断機を、排水路の修理
〃5	竹瀬地区	〃	冠婚葬祭の簡素化、其他要望事項の早急完成を
〃7	西部地区	西郡出張所	道路の改修を
〃8	山本地区	八幡宮社務所	山本駅第二踏切について、山本地区より八尾中学に近道を作れ、塵芥処理
〃10	第3回地区委員長会	市役所会議室	公聴会を毎月三回に、委員への連絡は広報課経由のこと
〃11	大正地区委員会	大正出張所	下水排水口の修理、道路の修理
〃12	八尾第四地区	用和小学	広報車にて自振委のあり方につき宣伝啓蒙
〃13	植松地区	澁川神社	公聴会を開け、市民病院の態度、母子寮を
〃15	八尾第三地区	公長	東表町バス道路の舗装
〃17	八尾第一地区	市役所会議室	児童小公園を増設せよ、農道の改修
〃18	安中地区	安中小学校	私有地の土砂採取につき市僚令を作れ
〃22	臨時番区正副委員会	市役所会議室	
〃27	久宝寺地区委員会	久宝寺農協	
9.2	八尾第二地区委員会	委員	道路改修
〃4	西部地区	西郡出張所	水道設備、事業資金
〃7	大正地区	大正出張所	要望事項の早急実施を、広報車の使用を適切に、大正飛行場に就て
〃8	第4回地区委員長会	市職員会館	共同募金運動に市長、市議は宣伝に出られたい
〃〃	山本地区	八幡神社	共同募金の件、飼犬の件、水道集金人と寄付行爲について
〃12	八尾第四地区委員会	用和小学校	塵芥処理、道路の補修
〃13	植松地区	澁川神社	出張所事務を擴展せよ、下水土管の修理、ゴミ取り人夫の件
〃14	八尾第一地区	澁川郷青年会	共募の協力者依頼の件、要望事項の早急実施について
〃20	八尾第三地区	公長	要望事項なし
〃21	臨時地区委員会	市役所会議室	
〃27	久宝寺地区委員会	久宝寺農協	要望事項なし
〃23	西部地区	西郡出張所	〃
〃29	植松地区	澁川神社	市民病院の件
10.4	亀井地区	委員	市民病院の患者待合所改善
〃8	山本地区	八幡宮社務所	
〃9	植松地区	澁川神社	要望事項なし
〃10	第5回地区委員長会	公長	〃
〃12	八尾第四地区委員会	用和小学校	〃
〃〃	植松地区	澁川神社	中学校建設問題、保育所設置
〃〃	八尾第一地区	澁川郷青年会	要望事項なし

10.13	大正地区委員会	大正出張所	要望事項の早急実施促進
〳 15	八尾第三地区	公民館	
〳 19	八尾第二地区	公民館	
〳 〳	西郡地区	公民館	
〳 20	竹淵地区	公民館	
11. 2	八尾第二地区	公民館	委員会日程変更、民生委員と自振委の事務
〳 8	山本地区	公民館	自振委大会参加の件、掲示板協力
〳 10	地区委員長会	公民館	市民簿の異動通知をされたい
〳 13	八尾第一地区委員会	公民館	下水暗渠をすること、土砂採取について
〳 〳	植松地区	公民館	
〳 15	八尾第三地区	公民館	十二月委員会を休会
〳 17	安中地区	公民館	七区を二分し一区増設

要 望 事 項 調

課名 月	秘書課	総務課	広報課	税務課	徴税課	会計課	戸籍課	土木課	教育課	民生課 (福祉事務所)	衛生課	農務課	商工課	水道課	警察署	消防署	市民病院	公民館	其他		
六月			7	1				7			4			3			1				24
七月			4	2				4			4			2					4		21
八月			1	1				10		3	2	3	1	2			1		1		25
九月				2			1	5		4	4			1			1				24
十月				1				8	2	2	2			3							18
十一月								15	1		1	1	2		1	2					24
十二月								2													2
			17	8			1	51	3	9	17	4	8	8	1	2	3		6		138



第十三編

金

融